

社会福祉 あきた

NO.
342
2017.9.29



【写真】
「家屋の泥出しに向かうボランティア」
(大仙市)

特集

P2 県内各地で大雨被害が発生!

～災害ボランティア活動と被災者への対応～

P5 保育士修学資金貸付制度

～新しい貸付制度が始まりました～

P6 平成28年度 秋田県社協事業報告及び決算の概要

P8 民生委員制度創設100周年・

児童委員制度創設70周年を迎えて

P10 皆様の善意

P12 シリーズ “こだわりの品質”



ふれあいネットワーク

社会福祉
法人 秋田県社会福祉協議会
<http://www.akitakenshakyo.or.jp>

【特集】県内各地で大雨被害が発生！

～災害ボランティア活動と被災者への対応～

(1) 社会福祉協議会の対応について

平成29年7月22日から23日にかけて本県では断続的に雨が降り続き、県内の広い範囲に大雨・洪水警報が発令されました。

幸い、人的被害はなかったものの、河川の氾濫による住宅浸水など、大きな被害に見舞われました。

特に被害の大きかった4市では、災害ボランティアセンター(以下「災害VC」という。)の設置などにより、被災者の支援にあたりました。

この度の災害発生から支援に至る経緯や内容、そして災害対応から明らかとなった課題について報告します。

秋田県社会福祉協議会の動き

本会では、災害発生直後の7月23日に県内の25市町村社会福祉協議会(以下「社協」という。)と連携し、被害状況を集約しました。

この結果を受け、翌24日に特に被害が大きかった大仙市、横手市、秋田市、由利本荘市、仙北市の5市に先遣隊を派遣し、被害の詳細や対応状況を確認しました。

その結果、被災地において災害VC設置に向けた準備が進んでいたことから、本会では、その立上げ及び運営支援にあたるため、秋田県からの要請に基づき、「秋田県災害ボランティア支援センター」を7月26日に設置しました。

※災害ボランティアセンター
災害時のボランティア活動を円滑に行うために設置されるもの。被災者のニーズ(困りごと)調査や、ボランティア活動者の受入れ・調整等を行う。

各被災市社協の動き

県内では、3市社協が災害VC



大仙市(下淀川地区)の被害状況

を設置して被災された方々への支援にあたりました(由利本荘市では住民による共助で、秋田市では通常のボランティアセンター体制で、それぞれ対応しました)。

◆横手市

横手市社協では、7月25日に横手市災害VC(本部及び大森支所)を設置しました。

特に被害が大きかった大森地区では、災害VC大森支所(大森支所内)を拠点に、8月1日までに、111件のニーズに対して、延べ596名のボランティアが活動しました。

8月2日からは、社協の通常業務の中で相談支援を行っていま

す。

◆仙北市

仙北市社協では、7月25日に仙北市災害VCを設置し、8月4日までに、8件のニーズに対して、延べ93名のボランティアが活動しました。

仙北市は被災地域が局地的であったことから、短期間で災害VCを閉所し、通常のボランティアセンターで相談支援を行っていま

◆秋田市

秋田市社協では、災害VCを設置せず、通常のボランティアセンターで対応しました。

発災から8月31日までに、62件のニーズに対して、延べ295名のボランティアが活動しました。現在、ボランティア派遣は収束し、通常業務として相談支援を行っています。

◆大仙市

大仙市社協では、7月26日に大仙市災害VCを本部と西部の2カ所に設置しました。

322件のニーズに対して県内外から集まった、延べ1,798



災害VCでのミーティングの様子

◆災害ボランティア参加者数 (7/25～8/16)◆

市町村名	累 計
秋田市	295 名
横手市	596 名
大仙市	1,798 名
仙北市	93 名
合 計	2,782 名



床下の泥出しの様子

◆災害ボランティアのニーズ状況◆

内 容	件 数	割 合
家屋の泥出し	318	43.0%
清 掃 活 動	192	25.9%
家 財 撤 去	97	13.1%
そ の 他	133	18.0%
合 計	740	100.0%

県内外の社協等との連携

発災後の25日に本会と全国社会福祉協議会、災害ボランティア活動支援プロジェクト会議(支援P)等と協議を行い、特に被害の大きかった大仙市と秋田市には災害V

名のボランティアが活動しました。この度の災害では、広い範囲で大きな被害を受けましたが、全国各地から多くの支援をいただいたことにより、8月16日に災害VCを閉所し、その後は通常の体制で相談支援を行っています。
※数字は、本部と西部の延べ数

Cの運営支援のため、岩手県及び県内の社協に対し、職員派遣を要請しました。

その結果、県内15社協から59名(秋田市へ7月29日・30日の二日間、大仙市へ7月28日から8月8日まで)、岩手県からは16社協(大仙市へ。岩手県社協含む)から24名を派遣いただきました。また、本会からは延べ30名を派遣し、現地の支援にあたりました。さらに、前述の支援Pをはじめ多くの企業や団体等から、人的支援に加え、災害VCの運営に必要な資機材や寄附等による活動資金を提供いただき、活動を行うことができました。

災害を通じて見えたもの

この度の災害では、初動時における行政等との正確な情報共有
・細やかなニーズ把握のための人員体制
・ボランティア派遣を調整する職員の適正配置や体制整備
等の重要性を再認識することになりました。
これらを実行するうえで、行政をはじめ、町内会や民生委員、地区社協等との連携が不可欠であり、平時から地域とのつながりをいかに構築していくかが重要とい

えます。今回の経験を踏まえ、各社協は、災害VC設置運営マニュアルを見直すなど、「災害に強い」地域づくりを進めていく必要があります。また、本会の後方支援についても、市町村社協が求める役割に十分対応することができたかという分析を行う必要があります。関係者がそれぞれの立場で今回の対応を検証し、課題を整理することにより、今後の災害発生に向けた備えを充実していく必要があります。

(2) 災害対応意識の高揚と醸成

特別養護老人ホーム 愛幸園 施設長 山谷勝志

7月22日の夜に、降り続く雨の影響を心配して職員が施設に集まり、情報収集と今後の対応について話し合い、深夜0時に主任級職員を招集し、避難先で使用する物品の準備に取りかかりました。

その後も雨は降り止まず、愛幸園から500m離れた雄物川に設置されている神宮寺観測所の水位は、7月22日の早朝5時前には6mを超えたことから、全職員に招集をかけ、最終的な避難準備を整えました。

午前7時35分に市役所から避難指示があり、法人内の他の施設からの応援を得ながら、避難所の平和中学校へ利用者81名を2時間ほどかけて搬送しました。同校は、東日本大震災後から避難所開設訓練などを毎年実施しており、避難当日も畳やマットなどが敷かれるなど、受入の準備は既に整っていました。その日の夕方6時に、一人の体調不良者を出すことなく帰園することができました。本当に助かりました。

愛幸園は、市のハザードマップでは堤防決壊時には水位が5mを超える想定されていることや、昨年の岩手県岩泉町の教訓を活かすために、「洪水時の避難確保計

画」を策定し、昨年11月には平和中学校の協力を得ながら、利用者の避難輸送訓練を実施し、避難所までの経路と時間の確認を行いました。

しかしながら、いざ避難するとになると、どのタイミングで避難を開始するかという問題と、避難所での利用者の体調管理はどうすべきか、いつまで避難していなければならないのかなどの心配がありました。

施設開設以来初めての避難でしたが、訓練とは全く違い、実体験ができたことにより、職員の災害に対する意識の高揚と醸成が図られたものと確信しています。



避難所の様子

新登場

No.1 アフラックは
がん保険・医療保険
契約件数 No.1
平成28年版「インシュアランス生命保険統計」

●契約年齢●
0歳～
満85歳
まで

がんをきむ
病気や
ケガの
備えに

ちゃんと応える
医療保険
EVER

心配な
「がん」の
備えに

新 生きるための
がん保険 7Days

■募集代理店(アフラックは代理店制度を採用しております)

◎商品およびサービスの詳細は「契約概要」等をご覧ください。

ナカイ株式会社 秋田支店

(引受保険会社)

☎0120-712-816
FAX 018-866-1762

「生きる」を創る。
Aflac
アフラック
秋田支店
〒010-0923 秋田市旭北錦町5-50
シティビル秋田3階
Tel.018-863-9723 Fax.018-863-9448

〒010-0914 秋田市保戸野千代田町6-8 千代田ビル1F

AF広宣録-2017-0005-1703018 1月16日

保育士修学資金貸付制度

新しい貸付制度が始まりました

秋田県社会福祉協議会では、今年度から新たに保育士修学資金貸付事業を実施することになりました。

この制度は、県内の保育士の確保を図ることを目的に、指定保育士養成施設（大学・短大・専門学校）に在学し、卒業後、保育士登録を行い、秋田県内で保育業務に従事しようとする方を対象に、修学資金の貸付を行うものです。

養成施設を卒業後、保育士登録を行い、秋田県内（※1）において対象業務を行う施設等で5年間（過疎地域（※2）では3年間）保育業務に従事した場合は、返還債務が免除されます。

（※1）国立障害者リハビリセンター等で従事する場合や、東日本大震災等の被災県（岩手県、宮城県、福島県及び熊本県に限る）において業務に従事する場合など、一部県外も含まれます。

（※2）秋田市、湯上市、大潟村を除く22市町村及び秋田市の一部（旧河辺町）

【貸付対象者】

次の①～③すべての条件を満たす方

- ① 保育士養成施設に在学している方で、卒業後、保育士登録を行い、秋田県内において保育業務に従事しようとする方
- ② 優秀な学生であつて、かつ、世帯の経済状況等から真に修学資金の貸付が必要と認められる方
- ③ 他の都道府県から本修学資金を借り受けていない方

【貸付金額】

- ① 修学資金 月額5万円以内
（通算120万円が上限です。ただし、貸付期間が1年の場合は60万円とします。）
- ② 入学準備金 20万円以内
- ③ 就職準備金 20万円以内

【貸付期間】

養成施設に在学する期間

【貸付利率】

無利子

【貸付金の使途】

- ① 修学資金 授業料、教材費、書籍購入代、交通費等
- ② 入学準備金 入学金等入学に係る費用
- ③ 就職準備金 新生活に必要な家財等購入費、スーツ等購入代、引っ越し代等

【募集人数】

- 平成29年度 140人程度
（平成29年度の募集は終了しました。）
- 平成30年度 65人程度
- 平成31年度 65人程度

【貸付金の申込手続き】

指定保育士養成施設（大学・短大・専門学校）を経由して申込手続きをしていただきます。

◎ 詳細については、本会ホームページを御覧ください。

問合せ先

秋田県社会福祉協議会 総務企画部
 保育士修学資金貸付担当
 秋田市旭北栄町1-5
 ☎018-864-2711
 ホームページ
<http://www.akitakenshakyo.or.jp/>

保育士修学資金貸付制度のご案内

秋田県保育士修学資金貸付制度とは

保育士を目指し養成施設（都道府県知事指定の保育士養成学校または施設）で修学している人を対象に、その修学費用を支援する制度です。
 卒業後、保育士登録をし、秋田県内で継続して保育業務に従事した場合に貸付額の返済が免除になるなど、これから保育士を目指す人にとっては非常にメリットのある制度です。

貸付内容

- ① 修学資金 月額5万円以内（上限120万円）
- ② 入学準備金 20万円以内
- ③ 就職準備金 20万円以内

すべて無利子でお貸しします。

返免除

卒業後、秋田県内で5年間（過疎地域（※）は3年間）継続して保育の仕事に従事（保育所・認定こども園・幼稚園等）
（※）過疎地域：秋田市、湯上市、大潟村を除く22市町村及び秋田市の一部（旧河辺町）

全額返還免除!!

申請手続きは、在学する保育士養成施設を経由しての申込となります。
 詳細については、お気軽に下記までお問い合わせください。

社会福祉法人 **秋田県社会福祉協議会 総務企画部**
 〒010-0922 秋田県秋田市旭北栄町1番5号 ☎(018)864-2711
 ホームページ <http://www.akitakenshakyo.or.jp/>

平成28年度秋田県社会福祉協議会 事業報告及び決算の概要

多様な主体との協働による 生活支援の強化

◆地域福祉推進の仕組みづくりと 福祉を支える人づくり

少子高齢化と人口減少への対応に関して、「秋田型総合相談・生活支援拠点のあり方検討委員会」を設置し、その検討結果を報告書にまとめました。

また、町内会・自治会、集落等において、地域の課題解決に住民が主体的に取り組みづくりを目指し、「地域支え合いの仕組みづくりモデル事業」を実施しました。市町村協5カ所をモデル指定し、学識経験者の派遣による現地支援等を通じて住民同士の学びの場づくり等に取り組みました。

地域福祉の推進を担う人材育成については、コミュニケーションソーシャルワーカー養成研修を2回開催し、養成者数は累計で275名となったほか、スキルアップ研修を延べ54名が受講し、実践力の強化を図りました。

ボランティア・市民活動の育成支援と災害支援体制の構築のため、ボランティアリーダー養成研修を市町村協2カ所と共催で実施したほか、地域福祉を担う主体形成を目的とした福祉教育の全県的な普及に向けて福祉教育推進セミナーを2回開催し、意識啓発を図りました。

災害支援体制づくりでは、住民ボランティアの確保を目的に実践研修を市町村協3カ所と共催で実施したほか、災害ボランティアコーディネーター養成研修及びフォローアップ研修を通じて人材養成を図りました。

◆日常生活の支援と権利擁護体制の構築

日常生活自立支援事業は、相談受付5,369件のうち、認知症高齢者関係が3,093件と約6割を占めています。実利用件数は335件と前年度並みですが、平成29年3月末時点で利用待機者が89名おり、依然として増加する利用ニーズに対応しきれない状況が続いています。このような状況を踏まえ、「日常生活自立支援事業あり方検討委員会」を設けて議論を進めた結果、平成29年度から全市町村協実施方式へ変更すべき旨が答申され、これを受けて移行作業に着手しました。

また、成年後見制度の活用を支援する機関の設置等を目的にした「新たな権利擁護体制の構築モデル事業」では、モデル協2カ所への現地指導等を通じて体制整備を支援しました。

◆低所得世帯等の支援と貸付

「生活福祉資金貸付事業」の貸付件数は、総合・福祉・教育の3資金合わせて177件で、教育支援資金が15件増えた一方、失業者等向けの総合支援資金が22件減、福祉資金が24件減と

なっています。

また、償還計画額に対する償還実績額を示す償還率は、全体で17.70%と前年度より1.81ポイント下がったものの、滞納世帯の自宅訪問による現地償還指導、初期滞納世帯への指導を行った結果、長期滞留債権の償還率は、前年度より改善が図られました。

一方、社会的な援護が必要な人向けの「ひとり親家庭高等職業訓練促進資金」、「児童養護施設退所者等に対する自立支援資金」について、新たに貸付事業を実施しました。

社会福祉事業者の経営基盤 強化と質の高いサービス提供

◆福祉保健研修事業の実施

福祉保健研修事業では、経験年数に基づく階層別研修や職域研修など、全18コースの研修を実施し、福祉保健従事者に求められる資質や専門性の向上、相談・援助等の専門職として必要な知識・技術の習得を図りました。

自主企画研修事業では、受講希望者が多い認知症介護実践者研修の受講定員を40名増やし要望に応えたほか、介護技術に関する研修の応用編を実施するなど、内容の充実に努めました。

◆福祉保健人材確保事業の実施

「無料職業紹介事業」及び「人材確保事業」を通じ、社会福祉・介護の業務に従事するための相談・登録・紹介や資格取得支援などの就労支援を幅広く展開しました。

「介護人材確保対策事業」により、

介護人材マネージャーが介護保険施設等を訪問し、求人・求職開拓に加えて人材確保状況のヒアリング等を実施したほか、無資格・未経験者を対象とした基礎講習会及び雇用契約下での実務訓練、専門アドバイザーの派遣、ウェブサイトによる情報提供など、介護人材の確保と定着の促進に努めました。

また、新たに、県から、「介護の職場体験事業」を受託し、若年層や介護の仕事に関心のある人を対象に、介護の仕事への理解を深める機会を提供しました。

◆社会福祉施設経営指導事業の実施と 社会福祉法人制度改革への対応

社会福祉法人や事業所における施設経営・運営については、72件の一般相談・専門相談に対応したほか、社会福祉法人制度改革等に係わる対応として、県社会福祉法人経営者協議会との共催による各種研修等を通じ、中央情勢等のきめ細かな情報提供を行い、経営基盤強化の支援に努めました。

更に、「社会福祉法人の連携・協働」による地域公益活動推進検討委員会」では、全社協が示した方向性や他県との取組み事例などを踏まえながら、本県における推進方策について検討を行い、秋田県内における公益的な取組み事例等を報告書にまとめました。

また、「社会福祉法人・施設と社協との連携による地域公益活動推進モデル事業」を実施し、モデル指定した市

町村社協2カ所において、社会福祉法人と協働で、長期不就労者の就労訓練、ひきこもりや未就労の若者の居場所づくり等を目的にした取組みを展開しています。

生活福祉課題の解決に向けた機能強化

◆地域福祉推進委員会における福祉課題への提言・調査研究

本県における様々な福祉課題について、福祉団体等からの要望を踏まえ、県に政策要望を行うとともに、県健康福祉部担当課長等との意見交換会では、課題の共有と解決に向けた共通認識を図りました。

また、本会で進めてきた地域福祉トータルケア推進事業について、国や全社協が示す方針を踏まえながら、過疎化が進む本県における総合相談・生活支援拠点のあり方、並びに地域公益活動のあり方や社会福祉法人と社協の連携方策について各専門委員会を検討し、報告書にまとめました。

更に、高齢化とともに年々利用者が増加する日常生活自立支援事業について、事業の効果的な推進方策や基幹型社協方式のあり方についても検討しました。

◆県民啓発・情報提供機能の充実

本会ホームページや月2回のメールマガジン配信により、迅速かつ的確な情報提供に努めました。また、広報「社会福祉あきた」の年4回の定期発行と併せ、国の平成29年度社会福祉関連予算等の動向等に関する号外を発行しました。

組織・経営の強化

◆法人の運営と安定的な財源確保に向けた取組み

法人運営において、社会福祉法改正に伴う定款変更や諸規程の改正を行い、適切な運営に努めました。

自主財源の確保について、新たな会員及び会費規程による運用を行ったほか、火災共済や自動車共済、がん保険や自動車リースの促進、常備薬の斡旋等を行いました。

更に、リスクマネジメント及び危機管理体制の構築について、平成27年度に作成した県社協の災害時行動指針の補足版を作成し、本会職員や管理施設等での事故など、危機発生時の対応方針を明確化しました。

◆社会福祉会館の管理・運営

平成28年度から新たに第3期指定管理期間となり、引き続き指定管理を実施することとなりました。

社会福祉会館の利用促進のため、利用者の新規開拓を図ったほか、利用者の利便性向上に向け、駐車スペースを37台分増設しました。また、エントランスホール開放による各種販売・展示会への利用、竿灯祭り期間の「会館フェスティバル」開催、「思い出の映画ミニシアター」や「太極拳教室」等会館機能を活かした多彩な事業を実施し、会館支援サポーターの協力を得ながら、県民に親しまれる会館を目指した運営に努めました。

一般会計 貸借対照表
平成29年3月31日現在

(資産の部)		(負債の部)	
1. 流動資産	845,841,052	1. 流動負債	19,675,873
現金預金	842,016,518	未払費用	7,609,550
未収金	1,161,334	預り金	2,333,171
未収補助金	2,782,100	仮受金	26,384
未収収益	△ 118,900	賞与引当金	9,706,768
前払金	0	2. 固定負債	139,730,080
2. 固定資産	597,204,626	退職給付引当金	139,730,080
基本財産	3,000,000	負債の部合計	159,405,953
基本財産	3,000,000	(純資産の部)	
特定預金	0	1. 基本金	3,000,000
その他の固定資産	594,204,626	基本金	3,000,000
車両運搬費	3,113,024	2. 基金	30,000,000
器具及び備品	1,345,138	災害ボランティア基金	30,000,000
ソフトウェア	1,600,000	3. その他の積立金	269,500,000
収益事業会計入金	4,126,166	事業振興準備積立金	15,000,000
貸付事業資金貸付金	139,447,968	その他の積立金	254,500,000
返還対象貸付金	6,015,320	4. 次期繰越活動収支差額	976,887,401
退職手当預け金	120,037,750	次期繰越活動収支差額	976,887,401
長期預り金積立資産	19,260	(うち当期活動増減差額)	294,534,171
基金積立資産	235,000,000	純資産の部合計	1,279,387,401
事業振興準備積立金	53,500,000		
災害ボランティア基金積立資産	30,000,000		
その他の固定資産	0		
資産の部合計	1,443,045,678	負債及び純資産の部合計	1,438,793,354

一般会計 事業活動収支計算書

(自) 平成28年4月1日 (至) 平成29年3月31日

(単位: 円)

区分	収入		支出	
	科目	金額	科目	金額
サービス活動増減の部	会費収益	44,389,500	人件費	183,107,609
	寄附金収益	7,197,617	事業費	169,751,249
	補助金収益	414,251,100	事務費	12,224,457
	共同募金配分金収益	9,000,000	分担金費用	1,447,000
	助成金収益	4,395,400	助成金費用	7,238,255
	受託金収益	153,035,753	負担金費用	2,577,000
	事業収益	51,763,379	減価償却費用	684,676
	負担金収益	21,149,044	その他の費用	37,764,604
	その他の収益			
	事業活動収益計(1)	705,181,793	サービス活動費用計(2)	414,794,850
	サービス活動増減差額(3) = (1) - (2)			290,386,943
増減の部	受取利息配当金収益	3,990,198	その他のサービス活動外費用	100,000
	その他のサービス活動外収益	1,126,156		0
	サービス活動外収益計(4)	5,116,354	サービス活動外費用計(5)	100,000
	事業活動外収支差額(6) = (4) - (5)			5,016,354
経常収支差額(7) = (3) + (6)			290,386,943	
特別増減の部	生活福祉資金会計繰入金収益	630,258	事業区分間繰入金費用	3,657,517
	事業区分間繰入金収益	1,960,379	拠点区分間繰入金費用	11,222,060
	拠点区分間繰入金収益	11,419,814		
	特別収益計(8)	14,010,451	特別支出計(9)	14,879,577
	特別増減差額(10) = (8) - (9)			△ 869,126
当期活動増減差額(11) = (7) + (10)			294,534,171	
差額の活動増減	前期繰越活動増減差額(12)			682,353,230
	当期末繰越活動増減差額(13) = (11) + (12)			976,887,401
	次期繰越活動増減差額			976,887,401

*事業報告と収支決算書の詳細は、本会ホームページに掲載しています。ホームページ: <http://www.akitakenshakyo.or.jp/>



民生委員制度創設100周年・児童委員制度創設70周年を迎えて

支え合う 住みよい社会 地域から

〈これからの民生委員・児童委員活動に関するスローガン〉

大正6年5月に岡山県で創設された「済世顧問制度」を源とする民生委員制度は、本

年で創設100周年を迎えました。また、昭和22年に制定された児童福祉法に基づく児童委員制度は創設70周年を迎えました。民生委員・児童委員は、地域住民からの生活上の相談に応じ、課題解決に向けて必要な支援に繋ぐ役割を果たすなど、地域住民の身近な相談役として活動しています。

制度創設100周年の節目に当たり、これまでの歴史や実績を振り返るとともに、民生委員・児童委員の活動内容を紹介します。

民生委員・児童委員とは

地域住民の中から選ばれ、一人暮らし高齢者や子育て家庭などを対象に相談活動や訪問活動を行い

ます。平成28年12月1日現在の委員定数は全国で約23万8千人、秋田県は3,392人です。

民生委員法により厚生労働大臣から委嘱され、児童福祉法に定める児童委員を兼ねています。非常勤の特別職地方公務員とされており、給与はなく、ボランティアとして活動しています（日々の活動に必要な電話代・交通費などの一部は活動費として支弁されます）。

制度の歴史とあゆみ

民生委員制度の源となったのは、大正6年に創設された「済世顧問制度」です。当時の岡山県知事、笹井信一氏が地方長官会議（現在の全国知事会議）において、大正天皇から「県下の貧民はいかに暮らしているか」とのご下問を受けました。しかし、これに即答できなかつた笹井知事が、すぐに県内の貧困状況を調査したところ、極貧状況にある者が県民の1割に

達していることが判明したことから、県民の防貧策として「済世顧問制度」を創設しました。

制度が発足した翌年の大正7年には、現在の民生委員制度の原型となる「方面委員制度」が誕生し、全国に普及しました。

【本県での制度開始】

本県でも大正15年10月1日に「秋田県方面委員規程」を定めました。翌昭和2年2月1日には、方面委員の定数が告示され、市町村長の推薦によって初代の方面委員が委嘱されました（当時の県内委員定数は77人）。

【方面委員から民生委員へ】

戦後、国民生活の窮乏を背景に、国の社会福祉制度が見直される中で、昭和21年には、生活保護法や「民生委員令」が制定され、方面委員は民生委員と改称されました。民生とは人々の暮らしという意味で、それまで行っていた低所得者支援だけではなく、広く人々の生活全般の見守り役としての役割が期待されるようになりました。

【児童委員制度の創設】

さらに昭和22年には、戦争により親をなくした子どもたちの福祉の充実などのため制定された児童福祉法により「児童委員制度」が創設されました。児童の支援には家庭の状況を総合的に把握する必要が

あることから、民生委員が児童委員を兼ねることとされ、現在に至っています。

【世帯更生運動】

その後も困窮する人々は絶えず、行政だけの支援では不十分だったため、行政の手の届かない人々への支援活動として、民生委員が「世帯更生運動」を開始しました。更生とは、よみがえらせるという意味で、民生委員は当該世帯の経済的自立を図り、生活基盤を確保するための相談や支援にあたりました。

同時に全国の民生委員は、国や都道府県に更生のための資金の創設を求め、昭和30年に世帯更生資金貸付制度（現在の生活福祉資金貸付制度）が誕生しました。

【実態調査】

制度創設50周年を機に、民生委員・児童委員は、全国一丸となって社会に問題を明らかにする「モニター調査」を展開するようになりました。昭和43年に全国で実施した「居宅ねたきり老人実態調査」（調査名は当時）では、わが国で初めて、在宅で生活する寝たきり高齢者の状況を明らかにし、その後の在宅福祉施策の充実に大きな影響を与えました。

また、昭和52年に全国で実施した「在宅ねたきり老人介護者の実

態調査」においては、県内の委員が調査に協力し、介護に伴う健康被害や離職など、県内2,335世帯の介護者が抱える問題を明らかにしました。

【主任児童委員制度の設置など】

平成になってからは家庭を取り巻く状況が変化する中、虐待や不登校など、児童の問題が顕在化してきたことから、児童委員を兼務する民生委員に加え、平成6年には、主に児童福祉に関する事項を担当する主任児童委員制度※が設けられました。

その後も民生委員・児童委員は、時代の変化に応じた地域福祉活動や相次ぐ自然災害への対応など、住民の多様なニーズに対応して活動を続けてきています。

※主任児童委員とは……担当区域を持たない民生委員・児童委員で、区域担当の民生委員・児童委員と連携しながら子育ての支援や児童健全育成などに取り組んでいます。平成28年12月1日現在の委員定数は、全国で約2万2千人、秋田県は323人です。

**全国各地で取組まれている
主な民生委員・児童委員活動の内容**

【相談・支援】

訪問や電話等により相談を受け、

福祉サービスの情報提供や、行政・関係機関に繋ぐ役割を担います。

【訪問活動】

高齢者世帯や障がい者世帯、子育て世帯などを定期的に訪問し、見守り支援を行います。

【調査・実態把握】

行政や社会福祉協議会（以下「社協」という。）から依頼される高齢者実態調査などに協力しています。

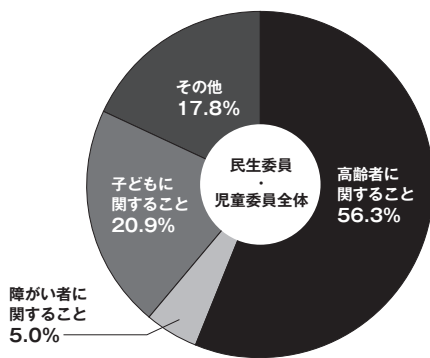
【行事・会議への参加・協力】

地域の敬老会などに出席するほか、福祉事務所との情報交換のための会議を定期的に開催しています。また、社協や社会福祉法人の理事や評議員に就任し、住民のニーズを伝えていきます。

【地域福祉活動・自主活動】

地域毎に様々な地域福祉活動に

全国の相談・支援件数の分野別内訳(平成27年度)



厚生労働省「福祉行政報告例」より

取り組んでいます。例えば、地域の高齢者や子育て家庭の孤立の防止や仲間づくり、悩みを共有できる居場所づくりを目的に、民生児童委員協議会独自又は社協等と協働で「サロン」を運営しています。また、子どもの安全を守るため、通学路での声かけ運動や地域の危険箇所の点検を実施しています。さらに、高齢者への見守りを兼ねた配食サービスを社協と連携しながら実施しています。

県内における近年の民生委員・児童委員活動

日常生活に不安や心配を抱える人を住民がお互いに見守り、生活を支え合っていく「小地域ネットワーク活動」を基盤に、各地で声かけや見守り活動を展開しており、全県で48,537のネットワーク形成（平成29年1月現在）に大きく貢献しています。

また、新生児のいる家庭への出産祝いの訪問により保護者とながる「ハッピーメッセージ事業」や子育ての悩みを相談できる「子育てサロン」の開設、「育児検診への協力」など、子育て世帯への支援活動も行っています。

さらに、近年多発する災害に備えて、要援護者台帳の整備や福祉

マップの作成に取り組む単位民児協も増えており、全県に広がりつつあります。

このように、民生委員・児童委員は安全・安心の地域づくりのために活動しています。

生活福祉課題が複雑かつ多様化している中で、今後ますます行政や社協と連携して地域住民に寄り添ったきめ細かな活動を展開することが期待されています。

家庭用常備薬斡旋のご案内

本会では年2回、社会福祉従事者の福利厚生の一環として、職員並びにご家族の皆様の健康管理の一助に、家庭用常備薬の斡旋を行っています。

なお、斡旋している医薬品（特納品）は、価格が格安となつていきますので是非ご利用ください。

次回は11月に予定しています。各事業所における福利厚生の一つとして、職員の皆様にご周知いただきますよう御協力を願います。

職場紹介
リレー
 No.17

このコーナーでは、本会員施設・市町村社協等の広報担当者による職場紹介をリレー形式でお届けします。

「福祉のまち・五城目をめざして」
 (福)五城目町社会福祉協議会
 事務局長 目黒 洋

五城目町は、秋田市の北方30km、能代市の南方30km、干拓による大潟村の東方に位置し、県都秋田市まで約40分の距離にあります。

中心部には約五百年の伝統と歴史を誇る露天朝市が栄え、製材、家具、建具、打刃物、醸造業などが盛んな町です。

平成29年7月1日現在の人口は9,092人、65歳以上の高齢者数は4,153人で、高齢化率45.7%と県内3番目の高い比率となっております。

人口減少、少子高齢化が進み、一人暮らしや近所付き合いがままならない認知症を抱える高齢者等が増えるなど、多くの生活・福祉課題があります。そうした中、「地域の課題は地域で考え地域のみんで解決する」を基本に地域支え合い仕組みづくりや地域コミュニティづくりを積極的に進め、「誰もが住み慣れた地域でいきいきと暮らせるまちづくり」の実現に向けて、各種事業を展開しております。

社協の職員数は、正職員11名、臨時職員14名の25名体制で、事業を展開しております。

介護事業は、住み慣れた自宅や地域で安心して過ごせるように、居宅介護や訪問介護・訪問看護など質の高い福祉サービスの提供に努めております。

また、これまでは社協が呼びかけて開催していた福祉員・民生委員合同会議を今年度から各町内会が自主的に行うなど、住民主体の取組みを進めていきます。

さらに昨年度から町民の福祉に対する意識を高める機会として、福祉作文コンクールを実施し、今年度は、小学生85編・中学生52編・大人8編の応募がありました。また、今年度は新規に、高齢者の体力づくりと介護予防事業として「水中運動教室」を開催しております。

今後も五城目町社協は、地域のニーズを大切に、様々な課題への対応に努め、町民が「明るく・元氣よく・暮らしやすい」暮らせるよう「福祉のまち五城目」をめざし、様々な事業を展開してまいります。



皆様の善意

〔平成29年4月～8月末日現在〕
 ご寄附

- 秋田県ヤクルト連合会 様 400,000円
- ハーレーダビッドソン オナーズグループ秋田チャプター 様 13,174円
- 手づくり作家5人展 様 7,500円
- 秋田県大衆音楽協会 様 10,000円
- そごう・西武労働組合秋田支部 様 6,686円
- 遊心苑 様 17,000円

物品預託

- 株式会社ツルハホールディングス クラシエホールディングス株式会社 スタンダードタイプ車椅子 10台

県内老人・障害者福祉施設

10カ所へ



秋田県ヤクルト連合会様



株式会社ツルハホールディングス様
 クラシエホールディングス株式会社様

災害遺児愛護基金事業関係
 災害遺児愛護基金事業へのご寄附

- デイリーヤマザキ湯沢関口店お客様同 様 16,890円
- 秋田県自動車販売店協会 様 34,000円
- 秋田市佛教会 様 34,000円
- 匿名 2,822円
- 秋田県トラック協会 様 48,000円
- 秋田県軽自動車協会 様 31,450円
- 第30回福祉チャリティゴルフ参加者 様 196,624円

〔善意の募集について〕

県民の皆様、各企業・各種団体様からの社会福祉へのご寄附をお待ちしております。

〔用途に関するご希望について〕

主に地域における社会福祉活動やボランティア活動の推進など地域福祉の推進全般において活用する「一般寄附」と、寄附者が用途を特定する「指定寄附」があります。詳しくはお問い合わせください。

●お問い合わせ先

秋田県社会福祉協議会 総務企画部
 秋田市旭北栄町1-5
 TEL 018-864-2711

平成29年度

<http://www.fukushihoken.co.jp>

ふくしの保険 検索

全国200万人加入!! 日本国内でのボランティア活動中のケガや賠償責任を補償 ボランティア活動保険



対象となるボランティア活動

- ◆グループの会則に則り企画、立案された活動であること
(グループが社会福祉協議会に登録されていることが必要です。)
 - ◆社会福祉協議会に届け出た活動であること
 - ◆社会福祉協議会に委嘱された活動であること
- ※活動のための学習会または会議などを含みます。
※自宅などとボランティア活動を行う場所との通常の経路による往復途上を含みます。(自宅以外から出発する場合は、その場所と活動場所への往復途上となります。)

保険金をお支払いする主な場合

- 清掃ボランティア活動中、転んでケガをして通院した。(ケガの補償)
- 活動に向かう途中、交通事故にあって亡くなった。(ケガの補償)
- 活動中、食べた弁当でボランティア自身が食中毒になって入院した。(ケガの補償)
- 家事援助ボランティア活動で清掃中、誤って花瓶を落としてこわした。(賠償責任の補償)
- 自転車でボランティア活動に向かう途中、誤って他人にケガをさせた。(賠償責任の補償)

保険金額・年間保険料(1名あたり)

		Aプラン	Bプラン	
ケガの補償	死亡保険金	1,320万円	1,800万円	
	後遺障害保険金	1,320万円 (限度額)	1,800万円 (限度額)	
	入院保険金日額	6,500円	10,000円	
	手術 保険金	入院中の手術	65,000円	100,000円
		外来の手術	32,500円	50,000円
	通院保険金日額	4,000円	6,000円	
	特定感染症の補償	上記後遺障害、入院、通院の各補償金額(保険金額)に同じ		
賠償責任の補償	葬祭費用保険金 (特定感染症)	300万円 (限度額)		
	賠償責任保険金 (対人・対物共通)	5億円 (限度額)		
年間保険料	基本タイプ	350円	510円	
	天災タイプ(*) (基本タイプ+地震・噴火・津波)	500円	710円	

(※)天災タイプでは、天災(地震、噴火または津波)に起因する被保険者自身のケガを補償します(天災危険担保特約条項)が、賠償責任の補償については、天災に起因する場合は対象になりません。

ボランティア行事用保険 (傷害保険、国内旅行傷害保険特約付傷害保険、賠償責任保険)

地域福祉活動やボランティア活動の一環として行われる各種行事におけるケガや賠償責任を補償!

- 行事参加者(主催者〔個人〕を含みます。)全員のケガを補償(往復途上も含みます。)
- 行事主催者の損害賠償責任も補償

送迎サービス補償 (傷害保険)

送迎・移送サービス中の自動車事故などによるケガを補償!

- 送迎・移送サービス利用者を特定したAプラン
- 送迎・移送サービスのための自動車を特定したBプラン

福祉サービス総合補償

(傷害保険、賠償責任保険、約定履行費用保険(オプション))

ヘルパー・ケアマネジャーなどの活動中のケガや賠償責任を補償!

- 在宅福祉サービス (公的介護保険対象外サービスを含みます。)
- 障害福祉サービス
- 児童福祉サービス
- 障害者地域生活支援事業
- 地域福祉サービス
- 介護保険サービス など

● このご案内は概要を説明したものです。お申込み、パンフレット・詳しい内容のお問い合わせは、あなたの地域の社会福祉協議会へ ●

団体契約者 社会福祉法人 全国社会福祉協議会

〈引受幹事 保険会社〉 損害保険ジャパン日本興亜株式会社 医療・福祉開発部 第二課
TEL: 03(3349)5137
受付時間: 平日の9:00~17:00(土日・祝日、12/31~1/3を除きます。)

取扱代理店 株式会社 福祉保険サービス

〒100-0013 東京都千代田区霞が関3丁目3番2号 新霞が関ビル17F
TEL: 03(3581)4667 FAX: 03(3581)4763
営業時間: 平日の9:30~17:30(12/29~1/3を除きます。)

●この保険は、全国社会福祉協議会が損害保険会社と一括して締結する団体契約です。

シリーズ こだわりの品質

～本会会員である障害者施設等の製品や販売活動をシリーズでご紹介～

「五輪坂ひなげしの里」では、ふれあいや体験、楽しみを大切にしながら様々な取組みを行っています。利用者は、3つのコース（生産活動コース・情操活動コース・機能訓練活動コース）から、自分の目標に合わせて日々の活動を選ぶことができます。

「五輪坂ひなげしの里」は、平成17年4月に開所しました。生活介護支援事業（定員20名）を運営しています。

◇それぞれの将来に向かって

事業所では、利用者自身が元気でいることをモットーに、利用者各々が「今日はこの作業をするんだ」と目的を持って通い、最も合う活動に参加できる工夫がされています。例えば、機能訓練の進み具合に応じてシールを貼る、練習している手話コーラスの発表の場を設けるなどの取組みにより、一人ひとりのモチベーションを高める活動を積極的に行っています。

◇季節ごとの手作りの品

季節ごとにブルーベリーやハーブを育て、それを加工して製品にし、法人が経営するカフェで販売しています。

加工は得意分野に合わせて事業所の利用者全員で行います。ハーブであれば、食用として販売したり、香りづけのために細かくして混ぜ込んだコースターなどの雑貨に仕上げたりしています。木工製品やキャンドルとの組み合わせなど、新たな製品も開発中です。

◇地域とのつながり

事業所のイベントに地域の中学生・高校生がボランティアとして参加していたことが縁で、羽後町社会福祉大会で高校生と一緒にステージに上がり、手話コーラスを発表しました。今年は高校側から「また一緒に参加したい」と問合せがあるなど、利用者・生徒相互に良い関係が築かれています。

また、昨年からは始めた「ボランティア講座」では、生徒が利用者と一緒に「行く雑貨作りや手話講習などを通じて、福祉の仕事や利用者の笑顔に触れる機会を提供しています。将来、地元への就職を考えたとき福祉分野に来てほしいとの思いもあります。今後は小学生や保育園にも活動の輪を広げていきたいと考えています。



その他、利用者は、農家で出荷時の袋詰めやシール貼りを手伝ったり、高齢者事業所で手話コーラスを発表したりしており、職員の方は「地

事業に関するお問い合わせ

社会福祉法人 五輪坂秋峰会 / 理事長 馬越 秋瀬
障がい福祉サービス事業所

「五輪坂ひなげしの里」

秋田県雄勝郡羽後町足田字古堤上21番地2

TEL 0183-78-4600 FAX 0183-78-4611
HP <http://www.gorinzaka.jp/>



高台にある施設の窓からは、遠く湯沢の街並みや奥羽山脈を望みます。夏には手前にある池の一面の蓮の花を楽しめます。(例)

域での様々な出会いを通して利用者も元気をもらっている」と話していました。
8月上旬、羽後町の祭りでは、大パノラマの窓から花火を見ることが出来ます。「その日は事業所を開放していますので、ぜひおいでください」と、歓迎の言葉をいただきました。

2017年9月号 平成29年9月29日発行

発行/秋田県社会福祉協議会

秋田県秋田市旭北栄町1番5号

TEL(018)864-2711 FAX(018)864-2702